

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

2.(住宅リフォーム支援事業)

対象者について

申請日現在で、申請者または配偶者が45歳未満

いずれかの世帯である

夫婦世帯 夫婦いずれかが45歳未満の世帯

子育て世帯 中学生以下の子ども(同居)を扶養している世帯(母子・父子世帯を含む)

新規転入世帯 2年以上丸森町以外に住所を置いた世帯のうち、以下のどちらかに該当
・丸森町に転入後1年未満の世帯
・これから丸森町に転入する世帯

丸森町内に定住の意思があること

(補助金を受領した日から、5年以内に町外に転出した場合は、補助金返還となります)

自己所有又は三親等以内の親族が所有し、自己が居住するための住宅に対して増築、改築、修繕又は設備更新で、工事費が200万円以上のもの(消費税及び地方消費税を除く)

対象外となる工事

- ア エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る経費
- イ 本町の他の補助事業又は国等の補助事業等の対象となるもの
- ウ その他補助対象経費とすることが適当でないと町長が認めるもの

工事着手前に申請し、申請年度内に着手すること

申請日の属する年度の前年度において、市町村民税の滞納がないこと

過去に同様の補助を受けていないこと

申請日の属する年度の次年度末までに実績報告書類の提出が可能であること

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

申請書類（申請者＝工事請負の契約者）

申請書（様式第1号）

別紙3

添付書類

共通：対象世帯すべて

- ア ・世帯全員分の住民票... 世帯主・続柄記載のあるもの
- イ ・完納証明書又は納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）
納税義務が無い方は非課税証明書
- ウ ・リフォームに要する経費を明らかにできる書類 ... 見積書等の写し
- エ ・付近見取図（縮尺は任意） ... 住宅地図等
- オ ・増改築の施工内容が分かる書類（平面図等）
- カ ・施工箇所の写真
- キ ・建物の所有者が分かる書類 ... 登記事項証明書等
- ク ・【町内建築業者等加算を受ける場合】
・・・施工者が町内建築業者等であることを証する書類
施工者が建設許可業者の場合は不要
丸森町建設業組合に加入している場合は、丸森町建設業組合の推薦書可

新規転入世帯 ... 新規転入世帯に該当する場合

- ケ ・戸籍の附票 ... 申請日前2年間の住所の履歴が分かるもの

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

実績報告書類

実績報告書(様式第5号)

添付書類

- ア ・世帯全員分の住民票
世帯主・続柄記載のあるもの
住所が補助対象住宅の所在地であるもの(引渡し完了後のもの)
- イ ・リフォームに要した費用を明らかにできる書類
領収書又はこれに準ずるものの写し(いつ、いくら支払ったかわかるように)
- ウ 【建築確認申請が必要な場合】
・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し
- エ 工事写真(着手前及び完成後、対比できるように)

【実績報告の提出時期】

- ・下記 か のどちらか早い日までに報告してください
事業完了後(名義変更、支払い、住所登録等すべて完了した日)から1か月以内
交付決定日の属する年度の翌年度4月20日